

令和6年度

# 自治会・管理組合用

## 「所沢市スマートハウス化推進補助金」のご案内

市では、更なる再生可能エネルギーの導入と省エネルギーの推進を図るため、地域集会施設やマンションの共用部に太陽光発電システムや省エネ機器等を導入される自治会・町内会、管理組合に対して、その導入に係る経費の一部を補助します。

### ●補助対象者

市内の地域集会施設及び共同住宅（分譲）の**共用部**に、補助対象事業を実施する自治会・町内会及びマンション管理組合

※補助対象事業実施前に管理組合が設立されていないマンションについては、建築主が事前の申請を行うことができます。

### ●補助対象事業

令和6年4月1日以降、市内の地域集会施設やマンションの共用部に、補助対象の設備を導入する事業

※ 補助対象経費（機器費と設置工事費。なお、既存設備の処分費用は補助対象外です。）の合計が**15万円以上（税抜）**の場合に対象になります。

補助対象項目	補助金額	上限額
太陽光発電システム	補助対象経費の 1/2	100万円
太陽熱利用システム		
蓄電池（リチウムイオン電池）		
高効率機器（空調・給湯）※市内の地域集会施設のみ		

### ◆申請期間（先着順・予算額に達し次第終了）

申請のタイミング	令和6年度 申請受付期間 原則工事着工30日前までに申請してください。
工事着工前	令和 <b>6</b> 年 <b>4</b> 月 <b>1</b> 日（月）～令和 <b>7</b> 年 <b>2</b> 月 <b>28</b> 日（金） 午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日・年末年始は除く）

#### 【お問い合わせ先】

所沢市 環境クリーン部 マチごとエコタウン推進課

電話：04-2998-9133（平日 8:30～17:15） FAX：04-2998-9394

メール：[a9133@city.tokorozawa.lg.jp](mailto:a9133@city.tokorozawa.lg.jp)



## － 目次 －

- 補助項目一覧及び申請期間 . . . . . P3
- 補助金が振り込まれるまでの流れ . . . . . P4
- 全ての補助対象項目に係る共通事項 . . . . . P5～P8
  - 補助対象者
  - 申請方法
  - 補助対象経費、実績報告兼請求
  - 補助対象事業の変更、補助対象事業の廃止、管理、処分の制限
  - 書類の保存
- 各補助対象項目の要件 . . . . . P9
  - 1 太陽光発電システム
  - 2 太陽熱利用システム
  - 3 蓄電池（リチウムイオン電池）
  - 4 高効率機器（空調・給湯）
- 必要書類 . . . . . P10～P11



## ■補助対象事業、補助金額及び上限額（一覧）

次の要件を満たす場合、補助対象となります。

- ・補助対象経費（機器費と設置工事費。なお、既存設備の処分費用は補助対象外です。）の合計が **15万円以上（税抜）** の場合。
- ・補助対象項目から2項目以上実施し、補助対象経費の合計が15万円以上（税抜）となった場合も補助対象となります。

補助対象項目	補助金額	上限額
太陽光発電システム	補助対象経費の 1/2	100万円
太陽熱利用システム		
蓄電池（リチウムイオン電池）		
高効率機器（空調・給湯）※市内の地域集会施設のみ		

## ■加算措置について

再生可能エネルギー比率 50%以上の電力プランを利用している場合、補助金額の **20%** の加算措置を受けることができます。

使用している電気の再生可能エネルギー比率は、ご契約されている電力会社ホームページの、電源構成が公表されているページにてご確認いただけます。

また、「再エネ率〇%プラン」など契約種別で分かる場合もあります。

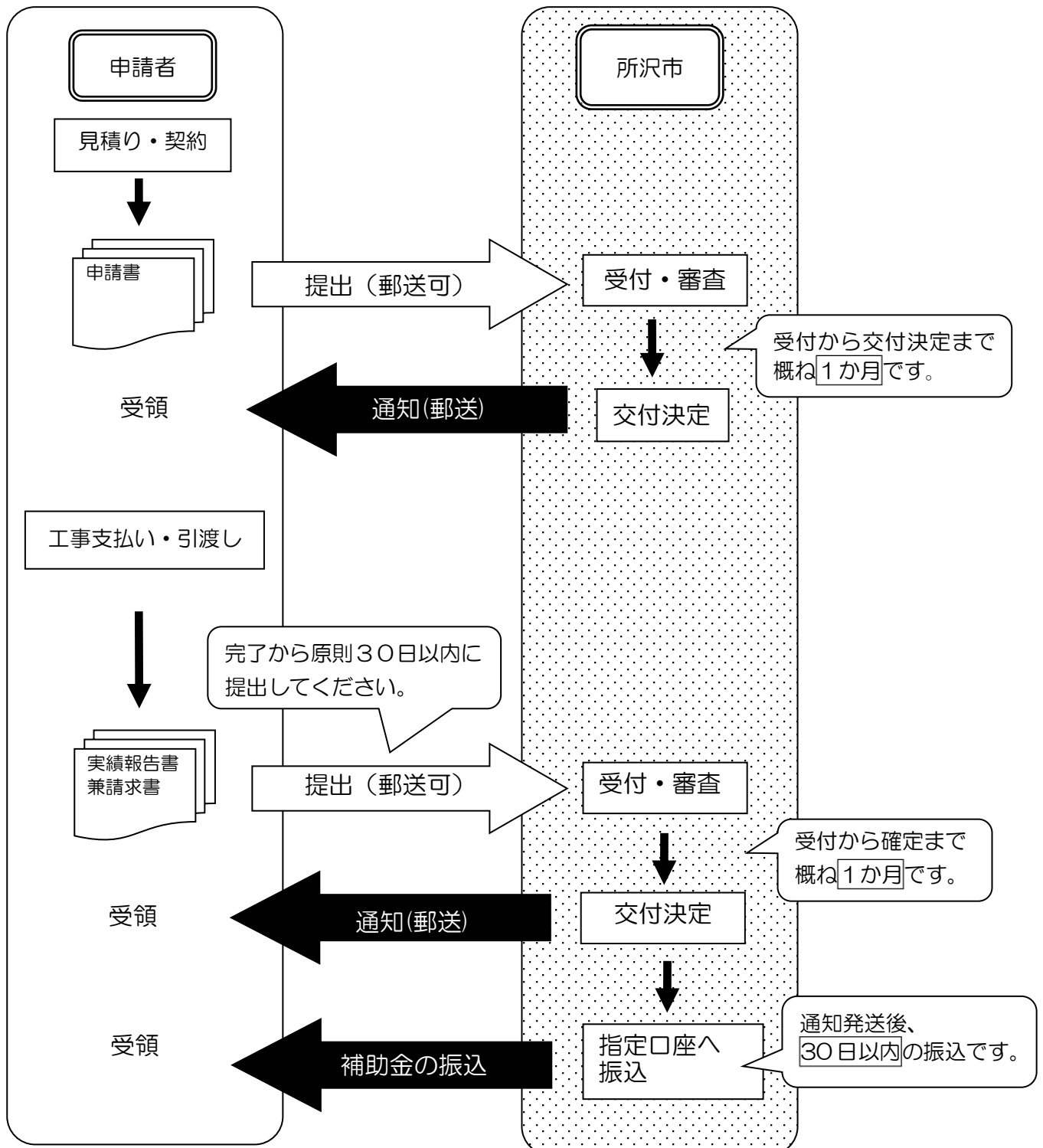
詳しくはご契約中の電力会社へご確認ください。

## ■申請期間（先着順・予算額に達し次第終了）

申請のタイミング	令和6年度 申請受付期間 原則工事着工30日前までに申請してください。
<b>工事着工前</b>	<b>令和6年4月1日（月）～令和7年2月28日（金）</b> 午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日・年末年始は除く）

なお、申請日から令和7年3月21日（金）までに工事を完了させ、必要書類を添付して実績報告書兼請求書を提出できる方が対象となります。

# 補助金が振り込まれるまでの流れ



## 共通事項

### 1. 補助対象者

次の要件をいずれも満たす場合、対象となります。

- (1) 市内の地域集会施設（※1）又は共同住宅（分譲）の**共用部**に、補助対象事業を実施する自治会・町内会及びマンション管理組合  
（補助対象事業実施前に管理組合が設立されていない新築のマンション等については、建築主が補助金交付の申請を行い、補助金の交付決定を受けてください。ただし、実績報告以降の手続きは、申請後に設立された管理組合が行ってください。）
- (2) 同一の事業について、市のその他の補助金の交付を受けていない者（※2）

※1 「地域集会施設」とは、他の棟、室等から独立し、かつ、便所、湯沸かし室等を備えた施設をいう（所沢市地域集会施設維持管理費補助要綱）。

なお、次のいずれかに該当する施設は、補助の対象にはなりません。

- ・単に民家等を借用し施設としているもの
- ・施設の維持管理費を必要としないもの
- ・施設の維持管理者が自治会等でないもの
- ・単に広場・ロビーを利用して施設としたもの
- ・その他客観的に施設として認められないもの

※2 同一年度内に同一の補助対象事業に係る経費に対して、その他の市の補助金を受けている方は申請できません。

### 2. 申請方法

補助対象工事のご契約締結後、「所沢市スマートハウス化推進補助金交付申請書（自治会・管理組合用）【様式第3号】」と必要書類（P9～P10参照）をご用意いただき、補助対象事業の工事着工日の1ヶ月前までに所沢市環境クリーン部マチごとエコタウン推進課にご提出ください。

	窓口提出	郵送提出
提出先	市役所 5 階 マチごとエコタウン推進課窓口	〒359-8501 所沢市並木 1-1-1 所沢市環境クリーン部 マチごとエコタウン推進課 スマートハウス化推進補助金担当宛
注意事項	ご修正いただく場合があります のでご印鑑をご持参ください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 郵送による事故等の責任は負いかねます。郵送記録の残る形（書留等）でのご提出をお勧めします。</li> <li>・ <u>予算額に達した日に市役所に到達した申請書類は全て不受理となります。お急ぎの場合は窓口にご持参ください。</u></li> </ul>

※書類に不足や不備があった場合

- ・ **必要書類が揃った時点で受付**となります。受付は先着順、予算額終了に達し次第終了いたします。
  - ・ 書類に不足・不備等があった場合は、お電話にてご連絡することがございます。申請書のお電話番号は、**日中連絡が取れるご連絡先**をご記入ください。また、お手元に控えを保管していただく、当課の電話番号(04-2998-9133)をご登録いただく、などされますとご申請内容の確認が順調に進められて便利です。
- 連絡がつかないことにより書類不備等の申請条件が揃わず、工事が開始してしまった場合は補助金をお出しすることができません。** あらかじめご承知おきください。

### 3. 補助対象経費

補助対象経費とは、補助対象項目に係る機器等の購入費用や設置に伴う工事費等、補助対象事業を実施するのに**必要不可欠**と考えられる経費です。

(※既存設備の処分費用などは対象となりません。)

◆各補助対象項目の補助対象経費

補助対象項目	補助対象経費
太陽光発電システム	① 機器費 設備機器、必要不可欠な付属機器 ② 設置工事費 設計費、材料費、労務費 機器搬入費、その他市長が認める経費
太陽熱利用システム	
蓄電池（リチウムイオン電池）	
高効率空調（空調・給湯）	

#### 4. 実績報告書兼請求書

補助対象事業を完了した日（新築のマンションの場合は管理組合の設立日）から**30日以内**又は**令和7年3月21日（金）**のいずれか早い日までに、「所沢市スマートハウス化推進補助金実績報告書兼請求書（自治会・管理組合用）【様式第12号】」に必要書類（P11参照）を添付して、提出してください。

郵送提出の期限は、**令和7年3月21日（金）必着**です。

#### 5. 補助対象事業の変更

補助金の交付の決定を受けた後、補助対象事業の内容を変更する場合は、「所沢市スマートハウス化推進補助金変更申請書【様式第8号】」に、変更内容を確認することができる書類（変更契約書の写し、図面等）を添付し、**必ず変更箇所の工事を実施する前に提出してください。**

なお、予算の執行状況により、追加決定ができない場合があります。

**【変更申請が必要な変更内容】**

補助対象経費／補助金申請額／契約の相手方／導入する機器 等

#### 6. 補助対象事業の廃止

補助金の交付の決定を受けた後、補助対象事業を中止または廃止する場合は、「所沢市スマートハウス化推進補助金廃止等届出書【様式第10号】」を提出してください。

## 7. 管理

補助金の交付の対象となった事業により取得した財産等については、事業を完了した日から起算して5年間（以下「管理期間」という）は、善良な管理者の注意をもって適正に管理してください。

## 8. 処分の制限

管理期間中において、補助金の交付の対象となった事業により取得した財産等を譲渡、貸付、担保に供することはできません。これらの行為を行った場合は、**交付した補助金の全部又は一部を返還していただく場合がございます。**

## 9. 補助金に係る書類の保存

補助金の交付に係る関係書類などは、補助対象事業の完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存してください。

## 10. アンケート等の実施・協力

対象事業実施後の効果を把握するため、補助金交付後、必要に応じてアンケートや市の今後の取り組みに関するご案内を送付する場合がありますので、ご協力をお願いいたします。

### EV・PHVの充電器を設置しませんか？

日本は2035年までに「乗用車新車販売の100%を電動車に」という目標を掲げており、今後CO<sub>2</sub>削減効果の高い電気自動車（EV）やプラグインハイブリットカー（PHV）が大幅に増えていく見込みです。そのため、充電器を設置することでマンションの利便性や資産価値の向上が期待できます。

国からの補助金を利用することでお得に設置ができるので、ぜひご検討ください。国の補助金について詳しくは「一般社団法人 次世代自動車振興センター」のHPをご覧ください。



「一般社団法人 次世代自動車振興センター」  
ホームページ



## 各補助対象項目の要件

### 1 太陽光発電システム

対象要件	<ul style="list-style-type: none"><li>・新品のもの</li><li>・日本工業規格（JIS 基準）またはそれに準じた認証等を受けたもの</li><li>・性能の保証、設置後のサポート等がメーカー等によって確保されているもの</li><li>・電力会社との電力受給契約に基づき電力の受給を行うもの</li><li>・設置する太陽電池モジュールの公称最大出力が1kW 以上のもの</li></ul>
------	--

### 2 太陽熱利用システム

対象要件	<ul style="list-style-type: none"><li>・新品のもの</li><li>・強制循環式で、JIS A4112 に規定する「太陽集熱器」の性能と同等以上の性能を有することが確認できること。</li><li>・蓄熱槽については、JIS A4113 に規定する太陽蓄熱槽と同等以上の性能を有することが確認できること。</li></ul>
------	---

### 3 蓄電池（リチウムイオン電池）

対象要件	<ul style="list-style-type: none"><li>・新品のもの</li><li>・国が実施する補助事業の対象機器として「(一社) 環境共創イニシアチブ (SII)」により登録されているもの</li></ul>
------	---

### 4 高効率機器（空調・給湯）

対象要件	<ul style="list-style-type: none"><li>・新品のもの</li><li>・従前に使用していた機器と比較してエネルギー使用量を <b>10%以上</b> 削減するもの</li><li>・市内の地域集会施設に設置するもの</li></ul>
------	---

※ 必要経費として認められる費目については、P6 をご参照ください。

## **必要書類**★印は所沢市のホームページからダウンロードできます

### **1 申請時（工事着工前）**

- ① 所沢市スマートハウス化推進補助金交付申請書（自治会・管理組合用）【様式第3号】★
- ② 事業計画書★
- ③ シミュレーションなどにより補助対象事業の実施効果が分かる書類※高効率機器の場合は、既存機器と比較し、エネルギー使用量が10%以上削減されることが分かるもの
- ④ 自治会または管理組合であることを証する規約の写し
- ⑤ 当該建物の登記事項証明書（全部事項証明書） ※共同住宅の場合は不要
- ⑥ 補助対象経費の見積書の写し（機器費・工事費など内訳が分かるもの）
- ⑦ 事業内容が確認できる契約書の写し
- ⑧ 施工箇所の施工前の現況写真
- ⑨ 導入システム・機器の性能を証する書類（カタログ等）
- ⑩ 同意書（総会の決議書など同意を得た経緯が分かるもの）の写し  
※建築主が申請する場合は不要
- ⑪ チェックリスト【≪事前申請時≫自治会・管理組合用】★
- ⑫ （該当する場合のみ提出）  
再生可能エネルギー比率 50%以上の電力プランを利用している場合  
契約している電力の再生可能エネルギー比率が分かる書類  
（直近の電気料金請求書の写し 及び 比率の表示がある書類の写し）

## 2 実績報告時（工事完了・引渡後）

- ① 所沢市スマートハウス化推進補助金実績報告書兼請求書（自治会・管理組合用）  
【様式第 12 号】★
- ② 領収書等の写し（社判の押印があるもの）  
※領収日が交付決定通知書の日付から令和 7 年 3 月 21 日（金）までのもの。
- ③ 施行中・施工後の写真  
太陽光発電システムの場合・・・太陽光パネル、パワーコンディショナー  
太陽熱利用システムの場合・・・集熱器、蓄熱槽  
蓄電池の場合・・・・・・・・・・蓄電池  
高効率機器の場合・・・・・・・・機器本体
- ④ 対象要件の製品が施工されたことが分かる書類  
（納品書、出荷証明書、保証書、施工完了報告書などの写し）
- ⑤（太陽光発電システムのみ）「電力受給契約申込書」の写し  
※施工業者にお問い合わせ下さい。
- ⑥（事前申請を建築主が行った場合のみ）管理組合の設立日が確認できる書類
- ⑦ チェックリスト【≪報告・請求時≫自治会・管理組合用】★

必要書類のうち★印の、

- ・ 交付申請書
- ・ 実績報告書兼請求書
- ・ 事業計画書
- ・ チェックリスト

は、市のホームページからダウンロードできます。

市のホームページにて「スマートハウス」と検索し、「令和 6 年度自治会・管理組合用「所沢市スマートハウス化推進補助金」のご案内」をご確認ください。

